

(460) 前掲「旧制立教大学卒業生の教員免許取得状況について」の【表2】参照。「教員免許台帳（高等学校・無試験）」のうち、免許事由欄に立教大学卒業と記載された免許取得者の状況を一覧にしたもの。

(461) 「教員免許台帳（高等学校・無試験）一〇六」（国立公文書館所蔵）。

(462) 『遠山郁三日記』四四五頁。

(463) 『文部省年報』の卒業生の卒業後約一年が経過した時点での状況欄（進路の状況）に掲載された数値となる。『文部省年報』のこの欄に立教大学の情報の掲載が始まったのは一九二五年度の第三三年報であり、これは前年一九二四年度卒業者についての進路を示したものであった。ここから四三年度の第七一年報に掲載された一九四二年度卒業者の状況までは連続して掲載された（『文部省年報』では、その後一九四四年度、四五年度には、この欄自体が掲載されず、四六年度の第七十四年報、四七年度の第七十五年報で欄が再び掲載されるようになったが、この戦後の二つの年度については、対象となる卒業生の卒業年度の記載がないため、今回の検討には含めないこととした）。卒業者の進路に関する欄では、その内訳のカテゴリが徐々に増加していったが、「行政官史」「司法官史」「技術官史」「陸軍幹部候補生及兵役」「陸海軍軍医」「学校職員」「公吏」「病院医員」「弁護士」「銀行・会社員」「新聞雑誌記者」「職業未定又ハ不詳ノ者」などが、継続してみられるカテゴリとなった。

(464) 『文部省年報』第七十一年報。

(465) 『文部省年報』第六十六年報。

(466) 一九一一年一〇月二〇日文部省告示第二四二号（『官報』第八五〇一号、一九一一年一〇月二〇日）。

(467) 「文学部の更正を望む」（『立教大学新聞』第九六号、一九三二年二月一九日）二面。

（注）第五章

(1) 「教育二関スル戦時非常措置方策ヲ定ム」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A1401146600「公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第百一卷・学事一・学制・教育費」国立公文書館所蔵）。「教育二関スル戦時非常措置方策」は一九四三年一〇月一二日閣議決定。これに伴う諸通牒・発表等については、文政研究会『文教維新の綱領』（新紀元社、一九四四年四月。一九四四年九月増補訂正二版）の「附録「教育二関スル戦時非常措置方策」に伴ふ文部当局発表抄」、『近代日本教育制度史料』（第七巻、大日本雄弁会講談社、一九五六年）参照のこと。

(2) 一九三八年八月二三日勅令第五九九号「学校卒業生使用制限令」（『官報』第三四九三号、一九三八年八月二四日）。広重徹「科学の社会史」（下巻、岩波書店、二〇〇三年）九頁。底本は「科学の社会史」（中央公論社、一九七三年）。

(3) 前掲「科学の社会史」下巻、一二一―一七頁。

(4) 同右、一五頁。

(5) 中島寧綱、労働省職業安定局監修「職業安定行政史」（社団法人雇用問題研究会、一九八八年）一四四頁。

(6) 前掲「科学の社会史」下巻、一五頁。

(7) ただし、一九三七年度から航空学科の新設や京城帝国大学理工

学部設置にともなう予科開設などはあった。

- (8) 米田俊彦『野間教育研究所紀要 第四三集 教育審議会の研究 高等教育改革』(講談社、二〇〇〇年) 四二八頁。

(9) 前掲『科学の社会史』(下巻、一六一―一七頁)の表一四参照のこと。官立の専門学校二校(高等工業学校七校の新設や、七帝国大学と六医科大学の一三の臨時附属医学専門部の設置など)、私立の専門学校四校で、大学では官立大学の九州帝国大学理学部の設置、名古屋帝国大学の開設と、私立大学の藤原工業大学の開設が一九三九年度の出来事となる。

一九三九年度に七校の工業専門学校(室蘭、盛岡、多賀、大阪、宇部、新居浜、久留米の各高等工業学校)が新設された具体的な経過については、前掲『野間教育研究所紀要第四三集 教育審議会の研究 高等教育改革』四二九―四三三頁参照のこと。なお、実業専門学校と専門学校は一九〇三年―一九四二年度までは別の校種。一九四三年の専門学校令改正により、実業専門学校と専門学校の区別はなくなった。

- (10) 前掲『野間教育研究所紀要 第四三集 教育審議会の研究 高等教育改革』四二七―四二八頁。

(11) 「技術者及熟練工養成方策二関スル件ヲ定ム」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A14100613300「公文類聚・第六十一編・昭和十二年・第七十七卷・産業四・工業・鉱業・博覧会・雑載」国立公文書館所蔵)。前掲『野間教育研究所紀要 第四三集 教育審議会の研究 高等教育改革』四二八―四二九頁参照。

(12) 前掲「技術者及熟練工養成方策二関スル件」中の参考「技術者及熟練工養成方策要綱(昭和一二、七、一二)」。前掲『野間教育

研究所紀要 第四三集 教育審議会の研究 高等教育改革』四二八―四二九頁参照。ただし、米田俊彦は、(一)と(二)を示して文部省案としているが、原典では(一)と(三)のみ文部省案と記載されていて、(二)と(四)にはその記載がなく、(二)と

(四)は文部省以外(具体的にはこの時点で企画庁)からの案である可能性も考えられる。

- (13) 文部省科学研究費の創設と展開をはじめ、戦時中の研究費の膨張の過程、そして科学動員の歴史全般については、広重徹『科学の社会史』上巻、下巻(岩波書店、上巻は二〇〇二年、下巻は二〇〇三年)。底本は『科学の社会史』(中央公論社、一九七三年)参照のこと。

(14) 日本科学史学会編『日本科学技術史大系』(第四卷(通史四)第一法規出版、一九六六年)三二九―三三五頁。

- (15) 前掲『科学の社会史』上巻、二〇三頁。

(16) 前掲『日本科学技術史大系』(第四卷(通史四)三二九―三三五頁)。

- (17) 前掲『野間教育研究所紀要 第四三集 教育審議会の研究 高等教育改革』四六八―四六九頁。

(18) 「高等教育二関スル件」(「公文雑纂・昭和十五年・第三卷・内閣」各種調査会一)国立公文書館所蔵)。清水康幸、前田一男、水野真知子、米田俊彦編著『野間教育研究所紀要 第三四集 資料 教育審議会(総説)』(講談社、一九九一年)一五七―一六三頁にも採録されている。

(19) 前掲『野間教育研究所紀要 第四三集 教育審議会の研究 高等教育改革』四六二―四六三頁。

なお、東京帝国大学に第二工学部が設置されたのは一九四二年三月二五日勅令第二一五号（『官報』第四五六〇号、一九四二年三月二五日）、名古屋帝国大学の理工学部から理学部が分離独立したのは、一九四二年三月二六日勅令第三七号（『官報』第四五六一号、一九四二年三月二六日）による。

(20) 臨時委員として文部省実業学務局の小笠原豊光が名を連ねていた。

(21) 商工省生産管理委員会編『工業教育ヲ中心トシテ見タ我国教育制度ノ改善』（日本工業協会、一九三八年九月）一三〇～一三五頁。

(22) 前掲『日本科学技術史大系』第四卷（通史四）二四一～二四五頁。

(23) 同右、二四三頁。

(24) 明石陽至編集解説『榊原家所蔵 南方軍軍政總監部関係文書』第一卷（龍溪書舎、二〇〇四年）二二六～二二七頁。

(25) 「遠山郁三日記」一九四一年六月二六日条（『遠山郁三日記』一五九～一六〇頁）。

(26) 「遠山郁三日記」一九四二年一月三〇日条（『遠山郁三日記』二五〇頁）。

(27) たとえば、「遠山郁三日記」一九四一年一月七日条（『遠山郁三日記』二〇六～二〇七頁）。

(28) 以下、本項の記述は、奈須恵子「立教大学における教育と戦争——戦時動員と教育の変容に過程に着目して——」（『立教学院史研究』第三号、二〇〇五年三月、七四～一五頁）を参照のこと。

(29) 同右の【表1】（二〇五頁）参照。学校教育に関する戦時動員政策については、前掲『近代日本教育制度史料』第七巻に基本的な

資料が集められており、通牒類なども含めて、戦時動員政策を解説した福間敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景——』（第一法規出版、一九八〇年、増補版は一九九三年）、同『集成学徒動員』（ジャパン総研、二〇〇二年）を参照。

(30) 前掲『学徒動員・学徒出陣——制度と背景——』三頁。一九三七年八月二四日閣議決定「国民精神総動員実施要綱」は、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A05020313800「種村氏警察参考資料 第一二三集」「国民精神総動員ニ関スル件」（国立公文書館所蔵）中に綴り込まれている。

(31) 前掲『学徒動員・学徒出陣——制度と背景——』三頁。

(32) 同右、二二頁。

(33) 前掲『集成学徒動員』二三八～二三八頁。

(34) 一九四一年一月二二日勅令第九九五号「国民勤労報国協力令」（『官報』第四四六三号、一九四一年一月二二日）、一九四一年二月一日厚生省・文部省令第三号「国民勤労報国協力令施行規則」（『官報』第四四七〇号、一九四一年二月一日）。

(35) 東京大学史料室編『東京大学の学徒動員・学徒出陣』（一九九九年）三八～三九頁。

(36) 一九四三年六月一八日勅令第五一五号「国民勤労報国協力令」改正（『官報』第四九二九号、一九四三年六月一九日）。

(37) 前掲『近代日本教育制度史料』第七巻、二二二～二二四頁。

(38) 一九四四年一月一八日閣議決定「緊急学徒動員方策要綱」（前掲『集成学徒動員』六八～七〇頁）。

(39) 一九四四年二月二五日閣議決定「決戦非常措置要綱」（『近代日本教育制度史料』第一巻、講談社、一九六四年、一七六～一七九

- 頁)。一九四四年三月七日閣議決定「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」(前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、三〇―三三頁)、一九四四年三月三十一日発体六八号「決戦非常措置ニ基ク学徒動員実施要綱ニ依ル学校種別学徒動員基準ニ関スル件」(前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、三四―四〇頁)。
- (40) 一九四四年八月二三日勅令第五一八号「学徒勸勞令」(官報)第五二八三号、一九四四年八月二三日)。
- (41) 前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、二七三―二七四頁。
一九四五年五月二二日勅令第三二〇号「戦時教育令」(官報)第五〇四号、一九四五年五月二二日)。
- (43) 立教大学には残念ながら、勤勞動員の実態を解明する手がかりとなる「出勤令書」などの文書がまとまった形では残されていない。学内文書では、後述の一九四三年「学校報 国隊協力申込書」がほぼ唯一残されたものとなっている。ただし、同時代の記録としての『立教学院学報』、『立教大学新聞』の記事や、『遠山郁三日記』の記載、また『立教学院百二十五年史』(資料編)その他に残された回想から、ある程度までの勤勞動員先、動員期間、人数などを把握することは可能である。奈須恵子「立教大学における教育と戦争―戦時動員と教育の変容に過程に着目して―」(『立教学院史研究』第三号)の【表2】(一〇六―一〇五頁)参照。
- (44) 「遠山郁三日記」一九四〇年六月二六日条(『遠山郁三日記』三九頁)。課長会での学生課長阿部三郎太郎(予科教授で学生課長兼務)の報告。学長と人事課長はこれを承認したと記載されている。
- (45) 「遠山郁三日記」一九四二年八月一日条(『遠山郁三日記』一七三頁)。
- (46) 一九四一年七月二八日発体一二二号「青少年学徒国防事業協力ニ関スル件」(前掲『集成学徒勸勞動員』三九二―三九三頁)。
- (47) 「遠山郁三日記」一九四一年八月一日条(『遠山郁三日記』一七二頁)。
- (48) 一九四一年八月八日文部省訓令第二七号(官報)第四三七六号、一九四一年八月八日)。「同年八月八日発専一六六号」(学校報 国団ノ隊組織確立並ニ其ノ活動ニ関スル件)(前掲『集成学徒勸勞動員』三九四―三九五頁)。
- (49) 「遠山郁三日記」一九四一年八月一日条(『遠山郁三日記』一七二頁)、「遠山郁三日記」同年九月一日条(『遠山郁三日記』一七八頁)。
- (50) 「遠山郁三日記」一九四一年九月二六日条(『遠山郁三日記』一八六頁)。
- (51) 「遠山郁三日記」一九四二年四月二三日条(『遠山郁三日記』二七七頁)。
- (52) 「有事即応の臨戦態勢 立教大学 尽忠隊編成なる」(『立教大学新聞』一九四一年一〇月一日一面)。この記事の中の編成表は、『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四五―一頁にも掲載されている。
- (53) 「遠山郁三日記」一九四二年一月一四日条(『遠山郁三日記』二四三頁)、「遠山郁三日記」同年一月二七日条(『遠山郁三日記』二四八頁)。なお、「遠山郁三日記」同年二月三日条(『遠山郁三日記』二五一頁)には「尽忠隊耐寒行軍の件」とあるが、「遠山郁三日記」同年三月六日条(『遠山郁三日記』二六二頁)には

「報国隊防護業務計画提出さる」とあり、この間に名称変更が決定した可能性が高い。

(54) 「遠山郁三日誌」一九四〇年九月二六日条(『遠山郁三日誌』五六頁)。「本学特設防護団規約成る」とある。

(55) 一九四三年六月四日官体五九(今夏(季)ニ於ケル学校報国隊ノ勤勞協力ニ関スル件)(前掲『集成学徒勤勞動員』四二四〜四二五頁)。

(56) 一九四三年六月二一日庶癸二八により、東京府知事宛に回答(「今夏季ニ於ケル学校報国隊ノ勤勞協力ニ関スル件」立教大学庶務課文書)。

(57) 文学部の助手を経て、「閉鎖」前の文学部の講師。文学部「閉鎖」後には、経済学部と予科の授業を担当する形で大学に残っていた。戦後、文学部史学科教授。

(58) 宮本馨太郎「戦中日記抄」(『史苑』第二八卷第一号、一九六七年一月二日)八二〜八三頁。

(59) 東京都の勤勞動員について、特に中等学校の勤勞動員を中心とした研究として、斎藤勉の研究があり、一九四五年五月の戦時教育令の公布により結成された学徒隊のこと、そして、中島飛行機武蔵製作所で結成された「皇国三八一三工場学徒隊」のことも、学徒隊組織表とともに紹介されている(斎藤勉『東京都学徒勤勞動員の研究』のんぶる舎、一九九九年、五四二〜五七一頁)。その中に、中島飛行機武蔵製作所が一九四五年に入ってから南多摩郡浅川町に地下工場を建設して疎開を開始し、その疎開工事を支援するための「学徒推進隊」が、芝浦工業専門学校、立教理科専門学校(一九四五年五月二二日の学徒隊組織表でも立教理科専門

学校と表記されているが、実際にはこの時期には立教工業理科専門学校に校名は変更されていた)、興亜専門学校、早稲田実業学校、都立第五商業学校等の学生・生徒によって編成されたことが指摘されている(前掲『東京都学徒勤勞動員の研究』五一頁)。

(60) 「中島飛行機への学徒勤勞動員―林篤よりの開書―(一九四四(昭和一九)年)生い立ちと軍隊きらいになった体験」(山田昭次による一九九五年三月一九日開書)。(立教学院百二十五年史編集委員会『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、立教学院、一九九六年、四六四〜四六八頁所収)。

(61) 同右(『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四六五〜四六八頁所収)。

(62) 一九四二年一月一日「文部省分課規程改正」(『官報』第四七四四号、一九四二年一月二日)。この分課規程の第三条に監理課は「私立学校制度ニ関スルコト」などを扱うことが記されている。

(63) 「文部省官制中ヲ改正ス」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A14101085100「公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第十六卷・官職十・官制十(文部省一)国立公文書館所蔵。この文部省官制中改正のための「本案説明者」は、文部書記官の清水虎雄と劍木亨弘(当時監理課長(劍木亨弘については、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、二〇六頁を参照のこと)であり、監理課がこの増員を中心的に担ったと考えられる。

(64) 「社説 物理学の理工科増設の要望」(『教育週報』一九四三年一月三〇日、二面)。

(65) 『帝國議會貴族院委員會速記録 昭和篇 一〇三 第八〇・八一議會』一九四三年二月一日(予算委員會議事速記録第七号)の岡部長景の「教育ノ計画化」についての発言(八五頁)と四三年二月二五日(予算委員會第三分科會議事速記録第一号)の私立学校整理に向けた発言(二九八頁)を参照のこと。なお、岡部の二月一八日の委員会での発言は、毎日新聞でも取り上げられている(「文科偏重を是正―官立校は理科七割へ」『毎日新聞』一九四三年二月一九日、二面)。

(66) 「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」(「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱ヲ定ム附右要綱ニ基ク措置案」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A03023585900「公文別録・内閣・大正十二年〜昭和十九年・第七卷・昭和十八年」国立公文書館所蔵)。前掲『学徒動員・学徒出陣―制度と背景―』本文一三五〜一三六頁、一五八頁、資料八一〜八三頁も参照のこと。

(67) 「学校非常体制確立要綱(案) 昭一八、九、一五」と「昭和十八年九月 国内態勢 強化方策措置 文部省」中の「教育二関スル戦時非常措置方策」の「趣意書(いづれも、前掲「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱ヲ定ム附右要綱ニ基ク措置案」の中に綴り込まれた文書)。これらは、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」の閣議決定に先立って用意されていた文書で、極秘印がおされ、閣議決定の発表後も表立って公表はされていないものだが、ここでは具体的な方向性や数値が掲げられていた。「学校非常体制確立要綱(案) 昭一八、九、一五」には、いくつかの参考別紙がつけられており、「大学法文科系ノ授業停止」の実施などにより、「昭和十八年及昭和十九年度ニ互リ新タニ」労務動員されることにな

る具体的な推定人数や、中等諸学校の入学定員の変更の増減の推定人数などがあげられている。それとともに、私立大学、専門学校の統合整理が行なわれた場合の高等諸学校の入学定員の変更の具体的な数値も法文科系と理科系(大学理、工、農、医に区別)に分けて算出している。また、「教育二関スル戦時非常措置方策」の「趣意書」は、「昭和十八年九月 国内態勢強化方策措置 文部省」の中、参考としてつけられたもので、「今回ノ徵集猶予停止ノ処置」の対象者に直接かわる事項を第一次措置要綱に、その他の学生・生徒への対応や、一九四四年度に向けて進めるべき事項を第二次措置要綱に分けて記している。

(68) 「学校非常体制確立要綱(案) 昭一八、九、一五」(前掲「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱ヲ定ム附右要綱ニ基ク措置案」の中に綴り込みされた文書)。

(69) 「昭和十八年九月 国内態勢強化方策措置 文部省」中の「教育二関スル戦時非常措置方策」の「趣意書」(前掲「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱ヲ定ム附右要綱ニ基ク措置案」の中に綴り込みされた文書)。

(70) 「教育二関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領(昭和一八、一二、二二閣議決定)」(「枢密院決議・一、国民学校令等戦時特例・一、師範学校令中改正ノ件・一、「クローチア」国ニ帝國公使館設置ノ件・昭和十九年二月二日決議」国立公文書館所蔵)。

(71) 有光次郎『有光次郎日記』(第一法規出版、一九八九年)一九四三年九月二〇日条(六八二頁)、九月二三日条(六八九〜六九〇頁)、九月二四日条(六九四頁)。有光次郎はこの当時大臣官房秘書課長。一九四七年二月には文部次官となっている。『有光次郎

日記」はかなり欠落した期間も含んではいれるものの、戦中から戦後にかけての文部行政に関する内部状況を伝える貴重な資料である。

(72) 「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」(前掲「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱ヲ定ム附右要綱ニ基ク措置案」の中に綴り込まれているもの。前掲『学徒動員・学徒出陣―制度と背景―』本文一三三頁～一三六頁、資料八一～八三頁も参照のこと。)

(73) 一九四三年一〇月二日勅令第七五五号「在学徴集延期臨時特例」(『官報』第五〇一八号、一九四三年一〇月二日)。

(74) 「教育ニ関スル戦時非常措置方策ヲ定ム」一九四三年一〇月二日(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A14101146600「公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第百一卷・学事一・学制・教育費」国立公文書館所蔵)。

(75) 立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』(立教学院事務局、一九六〇年二月)五二九～五三〇頁。元は菅岡吉編『立教学院設立沿革誌』(立教学院八十年史編纂委員、一九五四年二月)一三〇～一三二頁。

(76) 前掲「枢密院決議・一、国民学校令等戦時特例・一、師範学校令改正ノ件・一、「クロアチア」国ニ帝國公使館設置ノ件・昭和十九年二月二日決議」。最終的に出された「国民学校令等戦時特例」は、一九四四年二月一日勅令第八〇号(『官報』第五一二五号、一九四四年二月一六日)。

(77) 「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領(昭和十八、一、二、二二閣議決定)」(前掲「枢密院決議・一、国民学校令等戦時特例・一、師範学校令改正ノ件・一、「クロアチア」国

ニ帝國公使館設置ノ件・昭和十九年二月二日決議)。

(78) 同右。

(79) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史 第四卷 通史編Ⅱ』(明治大学、一九九四年)、二八六頁。

(80) 「国民学校令等戦時特例外三件(二月十二日(二回)～一月二十一日(九回))」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A03033308500「枢密院委員会録・昭和十九年」国立公文書館所蔵)。

(81) 一九四四年二月一日勅令第八〇号「国民学校令等戦時特例」(『官報』第五二二五号、一九四四年二月一六日)。

(82) 「国民学校令等戦時特例」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A03033275200「枢密院御下附案・昭和十八年」国立公文書館所蔵)。

(83) 本項のタイトルを文学部の「閉鎖」として、「」を付すのは当事者の経験した事柄としては、閉鎖あるいは消失という表現がもっとも的確であったと考えられるからであるとともに、制度上の処遇を表現する語、また、当時、あるいは戦後ほどない時期に立教大学当局が使用した語はまた別に存在していたということも含意する。

(84) 遠山郁三学長の辞任により、「遠山郁三日誌」は一九四三年一月までの記載で終わっている。遠山学長の辞任時点では、文学部の「改革」は必要であっても、文学部自体を「閉鎖」とするという議論にまでは至っていなかった。文学部の「閉鎖」については、豊田雅幸「教育における戦時非常措置と立教学院―立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題―」(『立教学院史紀要』第二号、二〇〇四年三月)において可能な限りの資料に基づく詳細な検討が

行なわれている。本節の第五項、第八項については、この豊田による先行研究もあわせて参照されたい。

- (85) 三辺金蔵は、就任当時は慶應義塾大学経済学部教授。日本における会計学の先駆者の一人とされ、立教中学校の卒業生である（慶應義塾史事典編集委員会『慶應義塾史事典』（慶應義塾、二〇〇八年）六七四頁。立教中学校の卒業生となるまでの経緯は、前掲『立教学院設立沿革誌』一二八―一三一頁の聞き取り記録に示されている。同じものが、前掲『立教学院八十五年史』にも収められている）。
- (86) 三辺たちの文部省訪問は、理事会での報告では三月二十九日であるが、立教大学総長秘書「学事日誌」では三月二十八日と記録されている。
- (87) 一九四三年六月に総長事務取扱。一九四四年五月一〇日付申請で、四四年七月二四日東專一八四号にて文部大臣より総長とすることの許可を得ている（「官公署往復書類（二）」立教学院史資料センター所蔵）。以下、本項では基本的に総長と記載。
- (88) 具体的な説明内容の記載は見られない。
- (89) 「学事日誌」一九四三年六月八日条。
- (90) 『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四五六頁。
- (91) 「学事日誌」一九四三年六月二二日条。
- (92) 「学事日誌」一九四三年七月二二日条。
- (93) 「学事日誌」一九四三年八月五日条、八月二七日条。
- (94) 「学事日誌」一九四三年八月五日条。
- (95) 『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、七六一―七六七頁。
- (96) 田辺忠男が大なり小なり関与していたと考えられる。「学事日

誌」一九四三年八月五日条、九月一七日条。

- (97) 「学事日誌」一九四三年九月二二日条。
- (98) 「学事日誌」一九四三年九月一八日条、九月二〇日条。
- (99) 「学事日誌」一九四三年九月二二日条。
- (100) 「学事日誌」一九四三年九月二二日条。
- (101) 「宮本馨太郎日記」（宮本記念財団所蔵）一九四三年九月二三日条（※この複写物は立教学院史資料センター所蔵）。
- (102) 「学事日誌」一九四三年九月三日条。
- (103) 「宮本馨太郎日記」一九四三年一〇月二二日、二八日、一二月四日条。
- (104) 「宮本馨太郎日記」一九四三年一二月二四日条。ただし、「宮本馨太郎日記」では文学部教授会が開催されたところのもの、手塚隆義の記録を見る限り（『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四五五―四五六頁所収）、「田辺忠男教授」が、「遠山学長排斥運動」ツキ、曾祢武予科長ヲ面詰ス」という文言も見え（四五五頁）、文学部だけの教職員ではなく、予科、経済学部も含めた全教職員を集めたものと推測される。
- (105) 「宮本馨太郎日記」一九四三年一二月二四日条。宮本が戦後にまとめた前掲「戦中日記抄」では、一二月二四日に、宮本自身が会議に参加したと説める書き方がされているが、当時書かれた日記である「宮本馨太郎日記」を確認するならば、宮本は用事のため出席できず、その日のうちに手塚と会って話を聞いたことが明らかである。
- (106) 『立教学院百二十五年史』資料編第一巻所収の手塚隆義による「文学部教授会」の記録（『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、

四五六～四五七頁所収)は年月記載なしの「四日」とあるが、「宮本馨太郎日記」を確認する限り(なお、この会議にも宮本は出席していない)、四三年二月四日開催と見るのが妥当と考えられる。

(107) 「文部省照会ニ対スル回答案」の「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ関スル件」については、『立教学院史百二十五年史』資料編第一巻にも掲載されている(『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四五七～四五九頁所収)。

(108) 前掲「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領(昭和一一八、一一、二一閣議決定)」。

(109) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院—立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題—」九六頁。一九四三年一月二三日付通牒について、立教宛の通牒自体は確認できていないため、豊田は、上智大学宛通牒に依拠して紹介している。

(110) 一九四四年一月八日の理事会では、三辺総長から、一九四三年二月二七日に文部省で懇談したことの説明がなされ、その後、一月二三日付通牒で文部省から照会のあった件が報告されている。

(111) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院—立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題—」一〇二頁、一一七頁。なお、この申請書も発信側の立教大学の『立教大学諸申請書・認可書類(Ⅱ)』には残されているものの、受信側となるはずの文部省側の学則改正認可関係の申請書綴り(国立公文書館所蔵の学則、規則関係簿冊)では現時点で存在は確認できていない。

(112) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院—立教理科専門学

校の設立と文学部閉鎖問題—」一〇二頁、一一七頁。

この一九四六年三月二九日付「学則変更」については、国立公文書館所蔵の簿冊で確認できる(昭和二一年三月三〇日結了「学中変更認可」自大一三年四月至昭二二年五月立教大学 第二三冊)国立公文書館所蔵)。

(113) 戦争中の解職について、「文学部廃止ノタメ」、「学生減員」、「予科三年制廃止」、経済学部での「臨時廃講」の理由の記載が見られるのは、一九四五年一〇月三一日付文部省学校教育局長発立教大学長宛「基督教関係諸学校ノ調査ニ関スル件」への一月八日提案の回答書類中である(前掲「官公署往復書類(一)」)。

(114) 手塚の記録によればこの時、出席は井手義行文学部長、白鳥清、菅四吉、高松孝治、富田彬、杉木喬、手塚隆義、飯田堯一で、牛島義友は欠席とあり、専任教授による文学部教授会であったと推定される(『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四五六～四五七頁)。

(115) 『立教学院百二十五年史 資料編』第一巻、四五六～四五七頁。

(116) 「宮本馨太郎日記」一九四三年二月二四日条。

(117) 「宮本馨太郎日記」一九四三年二月二七日条。

(118) 「宮本馨太郎日記」一九四四年一月一日条。

(119) 「宮本馨太郎日記」一九四三年一月二四日条。

(120) 「宮本馨太郎日記」一九四四年一月一日条。

(121) 「宮本馨太郎日記」一九四四年一月二二日条。

(122) 『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、一〇九～一二六頁。元の資料は、一九四四年三月一日結了「東京都經由 立教理科専門学校設置認可並三辺金蔵校長認可」(立教工業理科専門学校設

置廃止 東京都 第二七冊」国立公文書館所蔵。

- (123) 人事の記録上では、手塚隆義は一九四四年一月三〇日退職、白鳥清は一月三一日退職となっている。なお、こうした経緯があるため、一九四五年一月八日起案「文部省学校教育局長照会ニ係ル 基督教関係諸学校ノ調査ニ関スル件」における立教学院の「戦争中解職(自発的辞任ヲ含ム)者」についての回答で、手塚の解職理由は「一身上ノ都合」、白鳥のそれは「文学部廃止ノタメ」と異なる理由が記されたと考えられる(一九四五年一月八日起案「文部省学校教育局長照会ニ係ル 基督教関係諸学校ノ調査ニ関スル件」前掲「官公署往復書類(二)」。しかし、一九四六年三月五日付で文部省の照会に対して回答した「教員退職者調査ニ関スル件」では、「文学部中止ノタメ」の理由を記した退職者として最初に登場するのは手塚であった(一九四六年二月一六日付文部省学校教育局長田中耕太郎発帝国大学総長官公立大学長同高等学校長宛「教員退職者調査ニ関スル件」に対する、一九四六年三月五日付立教大学総長事務取扱須藤吉之祐発文部省学校教育局長宛「教員退職調査ニ関スル件」「報告書綴」所収、「立教大学庶務課文書」No.201013-015-2 立教学院史資料センター所蔵)。
- (124) 手塚隆義「かくて文学部は消える」(前掲「史苑」第二八巻第一号)九〇〜九一頁。海老沢有道編『立教学院百年史』(立教学院、一九七四年)三七六〜三七七頁。
- (125) 「教職員及学生々徒ニ発シタル通知状其他綴」(立教大学庶務課文書)No.201012-229 立教学院史資料センター所蔵。
- (126) この五三名については、『遠山郁三日記』に掲載された、「昭和六年度起 教員数並学科配当ニ関スル調査事項報告綴 庶務課」

による一九四三年四月二〇日現在の教員とその担当科目調査報告と照合した(『遠山郁三日記』四八八〜五〇三頁)。

- (127) 前掲「教職員及学生々徒ニ発シタル通知状其他綴」。
- (128) 「伊東多三郎日記」(原本は個人蔵)一九四四年一月一日条(複写物は立教学院史資料センター所蔵)。
- (129) 同右、一九四四年一月二一日条。
- (130) 一九四五年一〇月三一日付文部省学校教育局長発立教大学長宛「基督教関係諸学校ノ調査ニ関スル件」への一月八日起案の回答書類(前掲「官公署往復書類(二)」)。
- (131) 一九四二年三月一七日日結了「立教大学改申 臨時学則制定ノ件」(自大一三年四月至昭二二年五月 立教大学 第一三冊)国立公文書館所蔵。『立教学院百二十五年史』資料編第三卷(立教学院、一九九九年)五二〜六一頁所収。
- (132) 「昭和十八年度以降臨時学則 立教大学」(一九四六年三月三〇日日結了(一九四六年三月二九日付申請)「立教大学申請学則中変更認可」書類中に綴られた「昭和十八年度以降 臨時学則 立教大学」(自大一三年四月至昭二二年五月 立教大学 第一三冊)国立公文書館所蔵。『立教学院百二十五年史』資料編第三卷、六一〜七二頁所収)は、一九四六年の申請書類中に綴り込まれたものであり、「昭和十八年度以降」とあるが、残された学内資料(前掲「昭和六年度起 教員数並学科配当ニ関スル調査事項報告綴 庶務課」前掲「遠山郁三日記」四八八〜五〇三頁)からみても、一九四三年四月時点では一九四二年改正学則による科目が開講されていたと考えられる。
- (133) 資料では高田彬と誤記されている。

- (134) 一九四五年一〇月三一日付文部省学校教育局長発立教大学長宛「基督教関係諸学校ノ調査ニ関スル件」への一月八日起案の回答書類（前掲「官公署往復書類（二）」）。なお、菅は、立教理科専門学校に移った後に転勤のため退職した石田仁の代講者として授業を担当。
- (135) 前掲「昭和六年度起 教員数並学科配当ニ関スル調査事項報告 綴 庶務課」（『遠山郁三日誌』四八八―五〇三頁）によるもの。
- (136) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院―立教理科専門学校の設立と文部部閉鎖問題―」（二〇二頁）。
- (137) 同右、一〇三頁。
- 前述のように、宮本馨太郎の日記には四四年一月一日、臨時時間表による「民族学」の第一講を受講していたのは「大体哲学科の学生であつた」と記されていた。
- (138) 『文部省第七十二年報 昭和十九年度』（一九七九年復刻）、三一―三二―三三頁。
- (139) 『昭和二十年九月一日現在 学生生徒数調』（奥付欠）（野間教育研究所図書所蔵）。退学や死亡などによって学籍を離れた場合が多かつたとしても、一九四四年度の『文部省第七十二年報』における文学部学生の計一二四名（うち四四年入学者六四名）は突出して多く、数値として疑問が残るが、この資料からは、一九四四年四月に文学部入学者が存在していたとも読みとれる。
- (140) 『文部省第七十三年報 昭和二十年度』（一九七九年復刻）三三四―三三五頁。
- (141) 前掲『昭和二十年九月一日現在 学生生徒数調』（奥付欠）。
- (142) 慶應義塾『慶應義塾百年史』（中巻（後）、慶應義塾、一九六四年）八五二頁に、「文学学部では経済学部上に智大学商学部学生五十五名を、また文学部に立教大学文学部学生七名を委託学生として編入」したとある。
- (143) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院―立教理科専門学校の設立と文部部閉鎖問題―」（一〇六頁）。
- (144) 一九四五年一〇月三一日付文部省学校教育局長発立教大学長宛「基督教関係諸学校ノ調査ニ関スル件」への一月八日起案の回答書類（前掲「官公署往復書類（二）」）。
- (145) 前掲「報告書綴」綴中の一四四六年二月一六日付文部省学校教育局長田中耕太郎発帝國大学総長官公私立大学長同高等学校長宛「教員退職者調査ニ関スル件」に対する、一九四六年三月五日付立教大学総長事務取扱須藤吉之祐発文部省学校教育局長宛「教員退職者調査ニ関スル件」。
- (146) 一九四六年三月二九日付「学則変更」については、国立公文書館所蔵の簿冊で確認できる（前掲一九四六年三月三〇日結了「学則中変更認可」）。
- (147) 一九四九年二月二日付認可「新制大学設置認可について」文書綴中の申請書類より（自昭二四年三月 立教大学 第四七冊の一「東京」国立公文書館所蔵）。
- (148) 一九五五年二月時点での「立教大学 その沿革」における「昭和十九年四月文学部を一時休止し、二十一年四月之を再開して基督教教学科及び英米文学科を置く」という説明（昭和三十年二月理学研究科原子物理学専攻（博士課程）及び数学専攻（修士課程）設置認可申請書変更及び追加書類）中の「大学名及其の沿革」（立教大学 自昭三〇年一月至四月 第四七の五冊）国立公

文書館所蔵。

- (149) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院―立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題―」一〇六―一三頁。
- (150) 前掲『慶應義塾百年史』（中巻（後））八五二頁。
- (151) 『関西学院百年史 通史編』I（関西学院、一九九七年）五九〇―五九二頁。
- (152) 同右、五九一―五九二頁。
- (153) 『遠山郁三日誌』一九四二年四月二七日条（『遠山郁三日誌』一二二頁）。
- (154) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月一日条（『遠山郁三日誌』一二三頁）。
- (155) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二日条（『遠山郁三日誌』一二四頁）。
- (156) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二日条（『遠山郁三日誌』一二四頁）。
- (157) 「明開閣達モットーに／抱負を語る河西新学部長」（『立教学院学報』第七卷第八号、一九四一年六月七日）二面。
- (158) 「河西経済学部長訓辞要旨」（前掲『立教学院学報』第七卷第八号）二面。
- (159) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二〇日条（『遠山郁三日誌』一三四―一三六頁）。読みやすさを考えて、一部変更して引用した。
- (160) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二七日条（『遠山郁三日誌』一三七頁）。
- (161) 「農学部新設二関スル意見」作成年不詳（『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、立教学院、一九九八年、七六一―七七七頁）。
- (162) 『遠山郁三日誌』一九四一年一月一日条（『遠山郁三日誌』八四頁）。
- (163) 「学内展望 戦時経済の進展に伴ふ学科目の再編成を要望」（『立教大学新聞』第一〇号、一九四二年七月一〇日）二面。
- (164) 「経済学を講ずる人々―戦時下の教壇展望―（9）」（『ダイヤモンド』第二九卷第二五号、一九四一年九月一日）八〇頁。
- (165) 同右。
- (166) 楠井敏朗「大塚久雄論（日本経済評論社、二〇〇八年）二二頁。
- (167) 『遠山郁三日誌』一九四一年六月五日条（『遠山郁三日誌』一四三頁）。
- (168) 『遠山郁三日誌』一九四一年九月一七日条（『遠山郁三日誌』一八二頁）。
- (169) 『遠山郁三日誌』一九四一年一〇月七日条（『遠山郁三日誌』一九一頁）。
- (170) 内務省警保局保安課編『特高月報』一九四二年三月分、三五頁。
- (171) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二日条（『遠山郁三日誌』二九三―二九四頁）。
- (172) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二三日条（『遠山郁三日誌』二九四頁）。
- (173) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二七日条（『遠山郁三日誌』二九五頁）。
- (174) 『遠山郁三日誌』一九四二年五月二七日条（『遠山郁三日誌』二九五頁）。
- (175) 『遠山郁三日誌』一九四二年六月一日条（『遠山郁三日誌』二九七頁）。

- (176) 「我等の大野信三氏／某大学に聘せらる／経済学科生に依り本学への復職運動起らん」(『立教大学新聞』第八七号、一九三〇年四月一五日) 五面。
- (177) 「松下教授大野講師／辞職さる」(『立教大学新聞』第二二号、一九四三年六月一〇日) 一面。
- (178) 「大野信三氏／教授に復活せん／経済学科の異状なる期待／遅くも来学年までに」(『立教大学新聞』第五二二号、一九二七年五月一五日) 三二面。
- (179) 永井均「アメリカ研究所と戦争——活動の軌跡と関係者たちの群像——」(老川慶喜・前田一男編『ミッション・スクールと戦争——立教学院のディレンマ』東信堂、二〇〇八年) 二五六頁。
- (180) 「立教大学附属『米国文化研究所』設立計画」一九三九年二月「アメリカ研究所／立教大学維持会関係文書」立教学院史資料センター所蔵)。
- (181) ただし一九四〇年頃からは、The Institute for American Studiesの英名が用いられている。
- (182) 前掲「立教大学附属『米国文化研究所』設立計画」。
- (183) 立教大学経済学部研究室のスパックマン宛書簡「LIST OF AMERICAN BOOKS ON ECONOMICS, POLITICAL SCIENCE & LAW (TENTATIVE)」所収(一九三九年二月四日、「スパックマン・オーヴァトン文書」No. 13334立教学院史資料センター所蔵)。
- (184) 山下英夫「アメリカ研究所は立教のものだ!!」(『立教学院学報』第六卷第三号、一九四〇年六月二五日) 一面。
- (185) 「遠山郁三日誌」一九四〇年六月一四日条(『遠山郁三日誌』三四頁)。
- (186) 都留重人「都留重人自伝 いくつもの岐路を回顧して」(岩波書店、二〇〇一年) 一九〇～一九一頁。
- (187) 鈴木圭介「立教経済学研究 創刊のころ」(『立教経済学研究』第二八卷第三・四号、一九七四年二月) 五六八頁。
- (188) 前掲「立教経済学研究 創刊のころ」五六四頁。
- (189) 「遠山郁三日誌」一九四一年五月二日条(『遠山郁三日誌』一一二頁)。
- (190) 「経済学部長河西教授談」(『立教大学新聞』第二二号、一九四一年一月一日) 一面。
- (191) 菅井勇蔵「戦時中の立教大学の状況」(『立教大学昭和18年卒業者回顧録原稿』立教学院史資料センター、二〇〇四年) 四五頁。
- (192) 山田昭次編「戦前期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」(二〇〇三年一月一八日、立教学院史資料センター所蔵) 一頁。
- (193) 同右、三頁。
- (194) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月二四日条(『遠山郁三日誌』三五五頁)。
- (195) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月三〇日条(『遠山郁三日誌』三五八頁)。
- (196) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院——立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題——」八五～八六頁。
- (197) 同右、八五頁。
- (198) 前掲「立教学院百年史」三七一～三七二頁。
- (199) 大野は、少なくとも一九四一～四三年度に経済学部兼任講師と

して「経済組織論」を担当していた。一九二二年三月に立教学院立教大学商科を卒業し、当時は中央大学が本務校であった（『遠山郁三日誌』四七二頁、四八六頁、五〇三頁）。

(200) 上野陽一は、一九四三年一月五日付で立教大学教授となり、同時に経済学部経営経済学科長に就任している（前掲「教職員及学生々徒ニ発シタル通知状其他綴」）。佐伯が連絡した時点は立教大学教授就任前と考えられる。

(201) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院―立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題―」八五―八六頁。

(202) 前掲「東京都經由 立教理科専門学校設置認可並三辺金蔵校長認可」。『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、一〇九―一二六頁所収。

(203) 上野陽一が立教大学教授に任じられたのは庶務課文書の限りでは一九四三年一月五日のことであり（前掲「教職員及学生々徒ニ発シタル通知状其他綴」）、八月三日付申請書類で立教大学教授となったことは齟齬が生じるが、詳細は不明である（ただし三辺総長事務取扱の総長秘書「学事日誌」によると、九月二日には上野陽一が担当科目の相談で三辺を訪問しており、八月三十一日以前に立教大学教授となることを内諾していたと考えられる）。

(204) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院―立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題―」八六頁。

(205) 「学事日誌」一九四三年七月二日条。

(206) 前掲「教育における戦時非常措置と立教学院―立教理科専門学校の設立と文学部閉鎖問題―」八六頁。豊田は、「起昭和十八年

四月 発令簿 財団法人立教学院」を、八月一日の一〇名の委員依嘱の典拠としている。

(207) 「学事日誌」一九四三年九月二日条。

(208) 前掲「東京都經由 立教理科専門学校設置認可並三辺金蔵校長認可」。

なお、『立教学院百二十五年史』資料編第一巻に掲載された「立教理科専門学校設置認可申請書」[1943（昭和18）年]（一〇九―一二六頁）では、ペン書きで修正した後の「工業経営科」を記載しているが（二一五頁など）、国立公文書館蔵の申請書類を確認すると、印字された元の状態は「工業管理科」となっている。

(209) 前掲「東京都經由 立教理科専門学校設置認可並三辺金蔵校長認可」。

この申請書類では、工業管理科と印字された箇所の「管理」を赤色の二重線で消し、そこに「経営」とペン書きで書き込まれている。どの時点で工業経営科に決まったのかは判明しないが、文部省とのやりとりのなかで、工業管理科から工業経営科の名称へと変更したものと推察できる。

(210) 相沢二郎「理科専の苦難時代を思う」（立教大学理学部三〇年史編集小委員会編『立教大学理学部三〇年史』立教大学理学部創立三〇周年記念会、一九七九年）二七五―二七七頁。

(211) 「立教工業理科専門学校OB座談会 立教大学理学部誕生の経緯」一九七八年九月三日開催の座談会記録（立教大学理学部五〇周年記念誌編集委員会編『立教大学理学部五〇年誌』（立教大学理学部五〇周年記念事業実行委員会、二〇〇一年）一五四―一六四

頁。理科専門学校設立経緯に関する相沢の発言は同書一五四―一五五頁。

なお、この座談会の中で相沢は、経営難に陥っていた帝國石油学院柏崎石油鉱山専門学校の合併の相談がもちあがり、松崎半三郎と相沢照の力によって合併することが四三年二月には固まったと話しているが(同、一五五頁)、柏崎石油鉱山専門学校は一九四五年度に採油科一科で開校している(『文部省第七十二年報昭和二十年度』。豊田雅幸「立教学院における新制大学への移行―理学部開設問題を中心に―」(『立教学院史研究』第三号、二〇〇五年三月)で示されているように、廃校となる柏崎石油鉱山専門学校生徒や東亜石油工業専門学校生徒の受け入れを行なったのは敗戦後であり(同、一二二頁、一三六頁)、相沢が座談会で言及した柏崎石油鉱山専門学校生徒の転入学の事実関係については慎重に読み解く必要があると考えられる。

(212) 前掲『立教学院設立沿革誌』二二六―二二七頁。前掲『立教学院八十五年史』五二五―五二六頁。

(213) 一九四四年三月一日文部省告示第二四二号(『官報』第五一四六号、一九四四年三月一日)。

(214) 地質探鉱科への入学者は、一九四四年度、四五年度に限定されており、四四年度入学者一〇名は、三年生となる四六年度には三二名に、四五年度入学者一二一名は、三年生となる四七年度には一九名に激減した(『文部省第七十二年報 昭和十九年度』から『文部省第七十五年報 昭和二十二年報』)。

(215) 『文部省第七十二年報 昭和十九年度』(一九七九年復刻)三七五―三七八頁。

(216) 四四年認可の一七校と認可月日は以下の通り。同志社工業専門

学校(一九四四年三月三日文部省告示第一八九号。二月二五日認可)、福知山工業専門学校(三月三日文部省告示第一九〇号。二月二五日認可)、甲陽工業専門学校(三月六日文部省告示第二〇五号。二月二五日認可)、立教理科専門学校(三月一日文部省告示第二四二号。三月一日認可)、青山学院工業専門学校(三月一日文部省告示第二四三号。三月一日認可)、財団法人政法大学設立航空工業専門学校(三月一六日文部省告示第二七一号。三月一日認可)、東亜石油工業専門学校(三月二四日文部省告示第三二一号。三月三日認可)、工学院工業専門学校(四月五日文部省告示第四〇〇号。三月八日認可)、国防理工学園電波科学専門学校(四月五日文部省告示第四〇一号。三月八日認可)、大日本滑空工業専門学校(四月一日文部省告示第四六一号。三月一日認可)、関東学院航空工業専門学校(四月一日文部省告示第四六一号。三月一日認可)、中央工業専門学校(四月一七日文部省告示第五〇四号。三月一日認可)、東北学院航空工業専門学校(四月二日文部省告示第五三八号。三月一日認可)、芝浦工業専門学校(四月二日文部省告示第五三八号。三月一日認可)、関西工業専門学校(五月九日文部省告示第六六三号。三月二〇日認可)、東京明治工業専門学校(四月二九日認可)。「官報」では確認できず。前掲『明治大学百年史 第四卷 通史編Ⅱ』年表より)。

(217) 前掲「東京都經由 立教理科専門学校設置認可並三辺金蔵校長認可」。

- (218) 『文部省第七十二年報 昭和十九年度』(一九四九年復刻発行)三七六頁。なお、この年度に開校した同志社工業専門学校は一〇・六倍、関西工業専門学校は一八・九倍、財団法人政法大学設立航空工業専門学校は九・七倍であり、学科によって多少の相違はあるものの工業専門学校への入学は全般的に高倍率の競争となった。
- (219) 一九四五年三月三十一日名称変更を認可されたことは、一九四五年六月一八日文部省告示第八五号(『官報』第五五二七号、一九四五年六月一八日)による。
- (220) 『昭和二十一年度 取納簿 立教工業理科専門学校』の一九四六年度の三年生のなか、放電化学、繊維化学、醸造化学、油脂化学の分科に属する生徒の名前が見え、『昭和二十二年 取納簿 立教工業理科専門学校』の一九四七年度の三年生のなかに醸造化学と油脂化学の分科に属する生徒の名前が見える。ただし、四七年度には放電化学と繊維化学の分科は見られない。『昭和廿三年 取納簿 立教工業理科専門学校』の一九四八年度の三年生は、工業経営科か工業化学科の所属となっており、工業化学科のなかの分科は見られない。
- (221) 『文部省第七十二年報 昭和十九年度』から『文部省第七十六年報 昭和二十三年度』。
- (222) 立教工業理科専門学校を一九五〇年三月限りで廃止することが、一九五〇年四月二八日に認可された(一九五〇年五月一日文部省告示第三二号(『官報』第六九九六号、一九五〇年五月一日))。
- (223) 東亜石油工業専門学校は、横浜市保土ヶ谷に一九四四年四月一日開校、一九四五年一月八日廃止の専門学校(一九四四年四月一日開校を三月三日認可。文部省告示第三二二号。『官報』一九四四年三月二四日。一九四五年一月八日廃止を同日認可。文部省告示第一二二号。『官報』一九四五年一月二一日)。設立者は財団法人東亜石油工学院。『昭和二十年四月 取納簿 立教工業理科専門学校』によれば、東亜石油工業専門学校から工業化学科一年に五一名、工業経営科一年に六七名、工業化学科二年に六七名、工業経営科二年に一三名の転入が確認できる。
- (224) 柏崎石油鉱山専門学校は、新潟県柏崎市に一九四五年四月開校、一九四八年三月限り廃止となった専門学校(一九四五年四月開校を三月一〇日認可。文部省告示第六七号。『官報』一九四五年四月二一日。一九四八年三月限り廃止を三月三一日認可。文部省告示第六七号。『官報』一九四八年七月一四日)。設立者は財団法人帝国石油学院。
- (225) 前掲「立教学院における新制大学への移行―理学部開設問題を中心―」。
- (226) 『文部省第七十二年報 昭和十九年度』から『文部省第七十六年報 昭和二十三年度』。
- (227) 前掲「中島飛行機への学徒勤労働員―林篤よりの聞き書―(一九四四(昭和一九)年)生い立ちと軍隊暮らしになった体験」(山田昭次による一九四五年三月一九日聞き書)。(『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四六四―四六八頁所収)。
- (228) 一九四五年二月八日陸軍省令第六号。『官報』一九四五年二月八日。
- (229) 『昭和十九年度 取納簿 立教理科専門学校』、『昭和二十年四月 取納簿 立教工業理科専門学校』。
- (230) 前掲「立教学院における新制大学への移行―理学部開設問題を中心―」。

中心に——二二二——二二二頁。

『昭和二十年四月 取納簿 立教工業理科専門学校』によれば、一九四五年度の取納簿に掲載された生徒で、一三二名が一年修了をもって予科へ転じ、九三名が二年修了をもって予科へ転じている。いずれでも、学年の二割弱の生徒が予科へ転じたことになる。

なお、『文部省年報』の記載から判明する四六年度から四八年度の入学内訳では、四六年度は、工業経営科「中学校及高等学校卒業生者」七九・実業学校卒業生者三九で計一一八名、工業化学科「中学校及高等学校卒業生者」七〇・実業学校卒業生者四二で計一一二名、四七年度は、工業経営科「中学校及高等学校卒業生者」八四・実業学校卒業生者三二で計一一五名、工業化学科「中学校及高等学校卒業生者」三三・実業学校卒業生者七で計四〇名、四八年度は、工業経営科「中学校及高等学校卒業生者」一三〇・実業学校卒業生者一六で計一四六名、工業化学科「中学校及高等学校卒業生者」五二・実業学校卒業生者一六で計六八名となっており、実業学校卒業生者が入学者の約二五パーセントを占めていた。

(231) 『文部省第七十五年報 昭和二十二年(一九三七年)復刻』その記載によると、一九四六年度卒業生者二六六名のうち、漁業管理人職員一／精巧工業技術者職員二／化学工業技術者職員監督一八／其の他の工業的職業に従事する者三／物販売業主四／官吏二／学術研究に従事する者三となっており、上級学校の入学者一七六名、其の他の無職者、職業の申告なき者四七名とある。

(232) 『文部省第七十二年報 昭和十九年度』から『文部省第七十六年報 昭和二十三年度』による。なお、一九四五年度については記載がない。

(233) 本節一項から三項の執筆にあたっては、直接の先行業績として、

永井均、豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」(『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年三月)、永井均、豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没」(前掲『ミッション・スクールと戦争』、立教学院史資料センター編『立教大学の歴史』(再版、立教学院、二〇〇八年)第八章を参照し、その研究成果を踏まえている。また、山田昭次「立教学院戦争責任論覚書」(前掲『立教学院史研究』創刊号の視点、問題提起も参照している)。

(234) 「戦争！此の躍進／山田教授涙の出征／愛児に別れの接吻を残して満洲へ」(『立教大学新聞』第一〇九号、一九三三年三月一六日)二面。

(235) 「出征学生の特典／無試験で及第」(『立教大学新聞』第一一〇号、一九三三年四月二日)五面。

(236) 同右。

(237) 「校報・雑報」(『立教学院学報』第四卷第九号、一九三七年九月二九日)一三頁。

(238) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」参照。「応召校友氏名」(『立教学院学報』第四卷第九号、一九三七年一月一日)五頁。

(239) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」参照。「応召校友諸氏芳名」(『立教学院学報』第四卷第一〇号、一九三七年一月二九日)七頁。

(240) 「応召中の立教大学出身者」(『立教学院学報』第五卷秋季号、一九三九年一月三〇日)八—一〇頁。

(241) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四四六、四四七頁。

(242) 『立教学院百二十五年史』資料編第三卷所収の「(附)立教学院

関係戦没者名簿」の一九三九年三月卒業者より。予科の入学年度では本来、学部卒業は一九三九年三月の予定だったが、文学部一年を経た後、経済学部一年に入学しているため、入営がなければ一九四〇年三月に卒業予定だったと考えられる。

(243) 『立教学院百二十五年史』資料編第三卷所収の「附」立教学院関係戦没者名簿」の一九四一年二月卒業者、一九四二年九月卒業者、一九四三年九月卒業者。

(244) 太田久元「史料紹介『支那事变出征校友関係文書』(『立教学院史研究』第一九号、二〇二二年)参照。「支那事变出征校友関係文書」は、立教大学庶務課が保管していた日中戦争に出征した卒業者、在学生、教職員、保護者から立教大学に送付された書簡三七件をまとめたもので、一九三七年から一九三九年にかけての時期のもの。

(245) 同右、三五～三六頁参照。「出征中の和田正俊教授より左の通信ありたり。」(『立教学院学報』第五卷第一号、一九三八年一月三一日)六、一三頁。

(246) 前掲「史料紹介『支那事变出征校友関係文書』」三六頁。

(247) 『立教学院学報』第六卷第二号(一九四〇年五月二八日)には、和田の一九三八年五月の戦闘での負傷を振り返った「負傷後日物語」(一九三九年四月の日付のもの)が掲載されており、それ以外にも「支那事变出征校友関係文書」の中に何点かの書簡が残されている(前掲「史料紹介『支那事变出征校友関係文書』」参照)。なお、一九四〇年、四一年四月二〇日現在の予科専任教員一覧には和田の名前があるが、四二年の一覧には名前がなく、四三年四月二〇日現在の覧には名前があつて応召中と記載されている

(『遠山郁三日誌』四四三～五〇三頁)。戦後の和田は、立教高等学校に五六年四月から七三年三月(五六～六三年、六八～七二年は兼任講師)まで国語(漢文)担当の教員として勤務しており(『立教学院百二十五年史』資料編第三卷、二一四頁)、立教中学校の講師としても五六年四月から六〇年三月まで勤務している(立教中学校一〇〇年史編纂委員会編『立教中学校一〇〇年史』立教中学校、一九九八年、三二九頁)。

(248) 前掲「史料紹介『支那事变出征校友関係文書』」の解説参照。

(249) 同右、四九頁。

(250) 同右、五三頁。

(251) 「戦線だより」(『立教学院学報』第六卷第一号、一九四〇年一月二八日)八面。

(252) 同右。

(253) 「校報・雑報」(『立教学院学報』第五卷第二・三号、一九三八年三月二六日)一二頁。

(254) 「戦死者慰霊祭」(前掲『立教学院学報』第五卷秋季号)四頁。前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五三頁。

(255) この時の高松孝治による説教は、『立教学院校友名譽之戦死者記念除幕礼拝式説教 名譽の戦死者(聖アンデレ同胞会、一九三九年六月)』という一二頁の非売品の印刷物にまとめられた。この印刷物の編輯兼発行者はポール・ラッシュンであった。

(256) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五三～四五四頁。

(257) 同右、四五四頁。

(258) 「新年の辞」(前掲『立教学院学報』第六卷第一号)一面。

(259) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五五頁。前掲「立教学

院戦争責任論覚書」も参照のこと。

- (260) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五五頁。
- (261) 「勇魂六柱を迎へ／大東亜戦初の慰霊祭／本学礼拝堂にて挙行」〔立教大学新聞〕第九号、一九四二年六月一日。一面。前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五六頁参照。
- (262) 同右。
- (263) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五九頁。
- (264) 『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四〇八頁。前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四六〇頁。
- (265) 「学院礼拝堂閉鎖さる」〔立教大学新聞〕第一三三号、一九四二年一月一日。一面。
- (266) 『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、六二六頁。チャベルが完全に機能停止したのは一九四三年三月末頃と推定されている〔同書、六二五頁。「チャベル閉鎖の件」解題〕。
- (267) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五七頁。
- (268) 大島宏『基督教主義ニヨル教育』から「皇国ノ道ニヨル教育」へ〔前掲『ミッション・スクールと戦争』参照〕。
- (269) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五七頁。
- (270) 同右、四六九頁。
- (271) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」一四一～一四二頁の「被慰霊者一覧」。
- (272) 修業年限・在学年限の短縮の過程については、同右二四～一五頁に所収された、大島宏作成の「修業年限・在学年限の短縮」の表を参照のこと。
- (273) 西山伸「一九三九年の兵役法改正をめぐって―「学徒出陣」へ

の第一の画期として―」〔京都大学文学書館研究紀要〕第一三三号、二〇一五年三月）、西山伸「徴集猶予停止に関するいくつかの問題について」〔京都大学文学書館研究紀要〕第一四号、二〇一六年三月）、西山伸「戦時期における高等教育機関の在学・修業年限短縮について」〔京都大学文学書館研究紀要〕第一五号、二〇一七年三月）、西山伸「一九四三年夏の大量動員―学徒出陣」の先駆として―」〔京都大学文学書館研究紀要〕第一六号、二〇一八年三月）、西山伸「戦争末期の「学徒出陣」〔近代日本研究〕第三五巻、慶應義塾福沢研究センター、二〇一九年二月）。四つの画期は西山伸のこれらの先行研究による。

- (274) 一九四三年一月二〇日陸軍省令第四八号〔官報〕第五〇三二号、一九四三年一月二〇日。
- (275) 前掲「一九四三年夏の大量動員―「学徒出陣」の先駆として―」。
- (276) 林英夫「立教に戦争が来た」〔立教〕第一五三号、一九九五年五月。六頁。
- (277) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」一〇九～一一〇頁、前掲「立教大学の歴史」一六九頁、前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五〇頁。
- (278) 収納簿の概要については、宮川英一「経理課所蔵『収納簿』から見た立教大学学生・生徒の在籍者数推計（一）」〔立教学院史研究〕第一八号、二〇二二年二月。参照。
- (279) 文学部について一九四四年一月の九名の入学と九名全員が「入営者」であると文部省に届け出られていることについては、前掲「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」一一八頁。ただし、学籍簿、収納簿ともに、一九四四年一月の文学部

入学者については確認できていない。

なお、一九四二年一〇月文学部入学者から一名（史学科）、一九四三年一〇月の文学部入学者から六名（いずれも哲学科）が、一九四四年四月三〇日附で慶應義塾大学文学部に転学している。

- (280) 一九四二年予科入学者の場合、入学時点では予科文科あるいは予科商科に入学して一年を修了した後、一九四四年三月の予科二年の修了時には全員が予科商科に転じ、そのまま予科商科三年を修了することとなった。

- (281) 一九四三年度予科収納簿の二年生（一―五組）のうち、「兵」の書き込みのある生徒が、一九四四年一〇月経済学部入学C組の学生とはほぼ重なっている。

- (282) C組全員の名前が「昭和十八年起 入営学生簿 経済学部文学部 学部教務課 重要書類」〔立教学院史資料センター所蔵〕に記載されている。

- (283) 収納簿において、一九四四年度に兵役に就いたことを示す記載のある生徒計二十九名となっている。即ち、四四年度一年生のうち特別幹部候補生の記載は一名（このうち七名が四五年四月以降に入営休学）、陸軍経理学校、兵学校、陸軍予備士官学校入学のための退学三名、入営・入隊のための休学一五名（うち三名は四五年二月八日以前の入営。七名は四五年二月八日から三月三十一日までの間の入営。五名は四五年四月の入営）である。そして、二九名のうち四四年度の収納簿のみ記載がある該当者は八名、四五年年度の収納簿にも記載がある該当者二名である。

一九四五年度の収納簿では、兵役に就いたことがわかる記載がある生徒計三〇四名であり、一九四四年度、一九四五年度の入学

者で兵役に就いたことがわかる記載のある生徒は計三二二名である。

- (284) 渡邊太平（一九四一年九月立教大学予科入学、一九四三年一〇月経済学部国家経済学科入学）の戦死と、寄せ書きのある日の丸の旗の返還については、西原廉太編『寄せ書きのある旗』〔立教学院、二〇一二年〕を参照のこと。二〇一〇年一〇月二七日に祈念礼拝「平和を祈る夕べ」が開催された。

- (285) 前掲「立教学院戦争責任論覚書」参照のこと。

- (286) 前掲一九四三年二月二〇日陸軍省令第四八号。

- (287) 「在内地朝鮮学生戦時非常措置指導対策」朝鮮奨学会、一九四三年一〇月一九日〔本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮関係 朝鮮奨学会関係 昭和十八年〕外務省外交史料館所蔵。

- (288) 一九四三年一〇月二七日付財団法人朝鮮奨学会理事長川岸文三郎発管理局長宛「内鮮教育関係者懇談会状況報告ノ件」、〔本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮関係 朝鮮奨学会関係 昭和十八年〕外務省外交史料館所蔵。

- (289) 「朝鮮ニ於ケル学徒志願兵制度ノ実施状況」〔朝鮮及び台湾在住民政治処遇調査会に関する件（三）〕国立公文書館所蔵。水野直樹編『戦時期植民地統治資料』第四巻、柏書房、一九九八年、二七六頁所収。

- (290) 塚崎昌之「朝鮮人徴兵制度について（第一回）「特別志願兵」制度の実態」〔わだつみのこえ 第一五二号、二〇二〇年〕五四頁。

- (291) 「陸軍特別志願兵」〔本邦内政関係雑纂 植民地関係〕第六巻、外務省外交史料館所蔵。前掲『戦時期植民地統治資料』第四巻、二八二頁所収。

- (292) 一九四三年一月二四日付立教大学総長事務取扱三辺金藏発文
部省専門教育局長宛「朝鮮人留学生徒数調査ニ関スル回報ノ件」
〔立教大学庶務課文書〕No.201009-033 立教学院史資料センター
所蔵)。
- (293) 一九四三年六月一七日付立教大学総長事務取扱三辺金藏発文
大臣官房文書課長宛「台湾ヨリ在学スル学生々徒数等調査ニ関ス
ル回報ノ件」〔立教大学庶務課文書〕No.201009-122 立教学院史
資料センター所蔵)。
- (294) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」四五頁。
- (295) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」〔前掲『ミッシ
ョン・スクールと戦争―立教学院のディレンマ』四三五頁)。
- (296) 一九四五年一月二八日付文部省学校教育局長田中耕太郎発文
学・高等専門学校長・教員養成諸学校長宛「朝鮮学徒ニ関スル調
査ノ件」〔立教大学庶務課文書〕No.201013-032-1 立教学院史資
料センター所蔵)。一九四六年一月一〇日付立教大学総長事務取
扱須藤吉之祐発文部省学校教育局長田中耕太郎宛「朝鮮学徒ニ
関スル調査ノ件に(こゝろ)」〔立教大学庶務課文書〕No.201013-
032-2 立教学院史資料センター所蔵)。
- (297) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四三四頁。
- (298) 一九四六年二月一九日付立教大学総長事務取扱須藤吉之祐発文
部省学校局長宛「朝鮮学徒調査ノ件」〔立教大学庶務課文書〕
No.201013-20 立教学院史資料センター所蔵)。
- (299) 一九四六年九月一二日付立教大学総長佐々木順三發文部省学校
教育局長宛「外国人留日学生及朝鮮台湾出身学生調査の件」
〔立教大学庶務課文書〕No.201017-038-2 立教学院史資料セン
ター所蔵)。
- (300) 「志願」こそ『お召』なり／長屋報道部長語る」〔京城日報〕
一九四三年一月三日朝刊) 一面。
- (301) 姜徳相『朝鮮人学徒出陣―もう一つのわだつみのこえ』(岩波
書店、一九九七年) 七九頁。
- (302) 同右、七一頁。
- (303) 同右、二〇八―二二二、二二六頁。
- (304) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四三四―四三六
頁。
- (305) 「二人息子へ長距離電話／征く令息へ朴元代議士が激励」〔京城
日報〕一九四三年一月七日朝刊) 三面。
- (306) 「学徒よ召募の大号令だ／逡巡して千載に貽す勿れ／大野学務
局長、学徒、父兄に檄」〔京城日報〕一九四三年一月五日朝刊)
一面。
- (307) 一九四三年二月三日付文部省専門教育局長発立教大学長宛
「朝鮮人、台湾人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリシ学生生徒ノ
取扱ニ関スル件」〔立教大学庶務課文書〕No.201009-025 立教
学院史資料センター所蔵)。
- (308) 一九四三年二月一七日付立教大学総長事務取扱三辺金藏発文
部省専門教育局長宛「朝鮮人台湾人特別志願兵制度ニヨリ志願セ
ザリシ学生生徒ニ関スル回報ノ件」〔立教大学庶務課文書〕No.
201009-026 立教学院史資料センター所蔵)。
- (309) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四三七頁。
- (310) 前掲「〔朝鮮学徒ニ関スル調査ノ件〕について」。
- (311) 「陸軍特別志願兵非志願学生勤務状況調査 昭和十九年四月二

- 十日現在」朝鮮奨学会（樋口雄一編『協和会関係資料集』第三卷、緑蔭書房、一九九一年）。前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四三七頁。
- (312) 陸軍省令第五三三号（『官報』第五〇五一号、一九四三年一月二二日）。
- (313) 前掲「朝鮮人学徒出陣——もう一つのわだつみのこえ」八一頁。
- (314) 前掲「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」三頁。
- (315) 「朝鮮人の学徒出陣——張潤傑よりの聞書」〔立教学院百二十五年史〕資料編第一卷、四六三頁所収。
- (316) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四三五頁。
- (317) 前掲「戦前期・戦中期立教大学在学韓国人学生関係史料集」八一頁。
- (318) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四三五頁。
- (319) 「大陸の(の)戦野(に)殊勳(うり)わが(が)学兵(が)徳水(が)兵長(が)無言(の)凱旋」〔毎日新報〕一九四四年二月一八日 二面。
- (320) 前掲「朝鮮人学徒出陣——もう一つのわだつみのこえ」三四八～三五三頁。
- (321) 「平壤学兵義拳事件判決文」朝鮮軍管区臨時軍法会議平壤師管区法廷、一九四五年六月一〇日（공훈전자사료관 원문사료실「宇原亨浩 등 12인 판결문」）。
- (322) 前掲「朝鮮人の学徒出陣——張潤傑よりの聞書」〔立教学院百二十五年史〕資料編第一卷、四六三頁所収。
- (323) 『일제의 조선인 학도지원병 제도 및 동원부대 실태조사보고서』(日帝の朝鮮人学徒志願兵制度および動員部隊実態調査報告書)
- (行政安定部過去史関連業務支援団、二〇一七年) 八〇、一四二頁。張俊河（安宇植訳）『石枕』(上)（サイマル出版会、一九七一年）四頁。
- (324) 金俊燁（黃民基・白杵敬子訳）『長征——朝鮮人学徒兵の記録』(光文社、一九九一年) 一五八、三二九頁。
- (325) 金光載『한글광복군』(韓國光復軍)（独立紀念館韓國獨立運動史研究所、二〇〇七年）二四〇～二四二頁。
- (326) 同右、二四二～二五二頁。
- (327) 前掲「日帝の朝鮮人学徒志願兵制度および動員部隊実態調査報告書」一四二頁。
- (328) 一九四七年六月二五日付立教大学総長佐々木順三宛文部省学校教育局長宛「外国人留学生調査について」、〔立教大学庶務課文書〕No.201023-06-2 立教学院史資料センター所蔵）。
- (329) 山田昭次「立教大学出身朝鮮人学徒兵について」〔続〕〔チャペルニュース〕第三四卷第一号、立教学院諸聖徒礼拝堂、一九九五一年一月 二二頁。
- (330) 同右、二〇頁。
- (331) 同右、二二頁。
- (332) 伊吹郷「時代の朝を待つ——尹東柱の留学から獄死まで」〔尹一柱編・伊吹郷訳「空と風と星と詩 尹東柱全詩集」〕記録社、一九八四年) 二七一～二七二頁。
- (333) 前掲「昭和十八年起 入營学生簿 経済学部文学部 学部教務課 重要書類」。
- (334) 水野直樹「일본 유학 시절의 운동주와 송몽규」(日本留学時節の尹東柱と宋夢奎)（延世大学校国学研究院延世学风研究所編、

- 『윤동주와 그의 시대』(尹東柱とその時代) ヘアン、二〇一八年) 二
一三〇～二一六頁。
(335) 同右、二二六頁。